

和泉高第1713号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）第6条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は、和泉市役所（福祉部高齢介護室）において保管し送達を受けるべき者からその書類の交付の請求があれば、いつでも交付する。

令和8年8月25日

和泉市長 辻 宏 康



1 送達を受けるべき者

氏名	坂本 俊次	鳥羽 秀恒	鬼川 覚	平山 敏弘
	橋口 省吾	長谷川 政治	池上 信夫	柏原 明姫
	泉 義治	曾 嘉章	播磨 哲司	仲村 ハイメ
	新崎 修	山下 隆久		

2 送達する書類

介護保険料督促状 令和8年7月28日発送分

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなす。